

3 金属等の研ま作業にかかる粉じん障害防止対策を進めましょう。

局所排気装置の設置等粉じん発生源に対する措置を徹底するとともに、「検査・点検責任者」を選任し、局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検を実施しましょう。

また、特別教育等を実施するとともに、「たい積粉じん清掃責任者」を選任し、たい積粉じん除去のための清掃を推進しましょう。



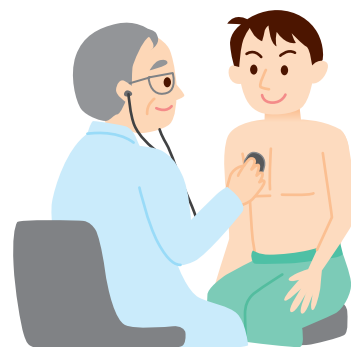
4 健康管理対策を進めましょう。

じん肺健康診断の実施はじん肺法に基づき事業者に義務づけられています。労働者の健康管理のためじん肺健康診断を実施しましょう。また、じん肺有所見者の方に対してはリーフレット「日常生活において気をつけること～じん肺と診断された方のために～」などを活用して禁煙など健康管理を進めましょう。

5 離職後の健康管理を進めましょう。

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、無料で健康診断を年に1回受けすることができます。じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。離職する方に対して、健康管理手帳制度についてお知らせ下さい。

詳しくは都道府県労働局にお問い合わせ下さい。



厚生労働省ホームページ

◆第7次粉じん障害防止総合対策の推進について

(<http://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-49/hor1-49-28-1-0.htm>)

◆ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/080529-1.html>)

◆健康管理手帳制度について

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課又は労働基準監督署へお問い合わせ下さい。